

INHERITANCE TAX LAW PROFICIENCY EXAM LEVEL 1

2026年9月版

相続税法能力検定1級 想定問題集

解説つき 全問オリジナル作成

6

問収録

無料サンプル版

製品版は全150問

SKILL BASE CAMP

本書は非公式の学習教材です。試験を実施する団体の公認・監修を受けたものではありません。
公的機関の公表資料および一般に公開された情報のみに基づき、著者が独自に作成しています。

本書について

本書は、相続税法能力検定1級の想定問題集（全150問）の無料サンプル版です。製品版の構成・難易度・解説の書き方を確認していただくため、6問を抜粋しています。

対象	相続税法能力検定1級の受験者。2級以下の論点は前提知識として扱う（2級以下の対策は別冊「相続税法能力検定2級 想定問題集」）
----	--

出題形式	本試験1級は記述式（文章問題は空欄方式又は○×方式。ほかに相続人及び相続分判定、計算問題〔原則として計算式を与える〕）で、試験時間は90分。本書は学習のしやすさを優先し、4択の想定問題に置き換えて構成している
------	--

収録数	6問（各章の問題のあとに解答・解説）
-----	--------------------

準拠	公益社団法人全国経理教育協会が公表する「令和8年度 相続税法能力検定試験級別出題区分表」（令和8年5月1日改正）、受験要項・試験規則・実施要項、令和8年度税制改正の要旨（2026年9月時点）。適用法令の基準日は令和8年4月30日（第121回・令和9年2月7日の試験向けの見込み）
----	---

本試験の形式と時間配分

本試験1級は記述式（空欄方式又は○×方式のほか、相続人及び相続分判定、計算式を与える計算問題）で、試験時間は90分。合格基準は100点満点中70点以上。設問数・大問構成・配点の内訳は公表資料に記載がないため、本書ではそれらの前提を示さない。本書は4択の想定問題に置き換えて6問を収録している。

科目と配点

要項・区分表とも科目別の出題割合を公表していない。本書では、出題区分表で1級の列に細目がある中項目（31件）の数の比で、10科目の分量を配分している。計算の材料が多い「相続税の課税価格と税額」「財産の評価」にやや厚めに配分した。この配分は本書独自の仮の目安であり、本試験の出題比率を示すものではない。

解き方の目安

本試験は記述式（空欄・○×・計算式を与える計算問題）だが、本書は4択の想定問題に置き換えて出題している。計算問題は、本試験と同様に計算式や割合・補正率を設問の表で与え、数値の当てはめで正解を求める形にしている。本書は1級で初めて出る論点を中心に収録しており、2級・3級で学ぶ基礎論点は解説の前提として使うにとどめている（2級以下の対策は別冊「相続税法能力検定2級 想定問題集」（3級の基礎を含む）で扱う）。適用法令の基準日は令和8年4月30日（本書の制作時点で申込が見込まれる第121回・令和9年2月7日の試験向け）である点に留意してほしい。

収録内容

サンプル問題

6問 6

本書のご利用にあたって

本書をお読みになる前に、以下の事項をご確認ください。ご購入・ご利用をもって、これらに同意いただいたものとみなします。

- 1. 本書は非公式の学習教材です。** 相続税法能力検定1級を実施する機関（公益社団法人全国経理教育協会、文部科学省後援）の公認・監修・推奨を受けたものではなく、同機関および関係する事業者と 本書の著者との間に、資本関係・提携関係・その他一切の関係はありません。
- 2. 本書の問題・解説は、すべて著者が独自に作成したものです。** 試験問題を再現・引用したものではありません。また、公式テキスト、講座資料、他社の教材から文章を転載した箇所也没有ありません。作成にあたっては、官公庁等が公表している資料、法令、各種基準など、一般に公開されている情報のみを参照しています。
- 3. 本書は試験に出題される内容を予測・保証するものではありません。** 収録した問題は、公開されている出題範囲をもとに著者が独自に構成した想定問題であり、実際の出題との一致を意図したものでも、保証するものでもありません。本書を学習しても合格を保証するものではありません。
- 4. 内容は制作時点の情報に基づきます。** 本書は令和8年4月30日現在施行の法令等（令和8年度試験の適用法令の基準日）に基づいています。相続税・贈与税に関わる制度・基準・法令は改正されます。本書の記述が最新の状況と異なる場合がありますので、実際の受験および実務にあたっては、必ず官公庁等が公表する一次情報をご確認ください。
- 5. 内容の正確性について。** 著者は内容の正確性に努めていますが、誤りがないことを保証するものではありません。本書の利用によって生じたいかなる損害についても、著者は責任を負いかねます。
- 6. 複製・再配布の禁止。** 本書は購入者ご本人が学習に利用する目的で提供されています。全部または一部を問わず、複製、転載、譲渡、貸与、公衆送信（インター

ネット上での共有・アップロードを含む)、翻案することを禁じます。

7. 商標について。本文中に記載される試験名、団体名、製品名、サービス名は、各社の商標または登録商標です。本文中では™ および® を省略しています。これらの表示は、当該商品・サービスを説明する 目的で用いているものであり、権利者による本書の承認を示すものではありません。

サンプル問題

製品版の構成・難易度・解説の書き方を確認していただくため、全収録問題から抜粋しています。計算問題・表つき設問も含めています。

問 1

民法の基礎知識

遺留分侵害額の計算

被相続人甲の相続人は、長男と長女の2人（配偶者はいない）である。甲は遺言で相続開始時の財産のうち8,000万円分を友人丙に遺贈した。甲の相続に関する資料は次の表のとおりである。長女の遺留分侵害額として、最も適切なものはどれか。

甲の相続に関する資料（単位：万円）

項目	金額
相続開始時に甲が有した財産の価額（丙への遺贈分を含む）	12,000
長女が生計の資本として甲から受けた贈与（相続開始の3年前）	1,000
甲の債務の額	2,000
長女が相続分に応じて取得すべき遺産の価額（民法1046条2項2号の額）	1,500
長女が承継する債務の額（民法1046条2項3号の額）	1,000

- A 250万円
- B 1,250万円
- C 2,250万円
- D 1,750万円

問 2

相続税の課税価格と税額

3区分の宅地等を選択した場合の減額

被相続人甲の相続人が取得した特例対象宅地等は次の表のとおりである。特定事業用宅地等と特定居住用宅地等の全部を選択し、残る限度まで貸付事業用宅地等を選択した場合、小規模宅地等の特例により課税価格から減額される金額の合計として、正しいものはどれか。

特例対象宅地等の状況

区分	面積	1㎡当たりの評価額	減額割合
特定事業用宅地等	200㎡	50万円	80%
特定居住用宅地等	99㎡	40万円	80%
貸付事業用宅地等	150㎡	30万円	50%

貸付事業用宅地等を選択する場合の限度面積要件（措置法第69条の4第2項第3号）

算式

特定事業用等宅地等の面積 × 200/400 + 特定居住用宅地等の面積 × 200/330 + 貸付事業用宅地等の面積 ≤ 200㎡

- A 1億1,168万円
- B 1億3,268万円
- C 1億3,418万円
- D 1億1,768万円

問 3

相続税の課税価格と税額

相次相続控除の計算

被相続人甲（第二次相続）は、父の相続（第一次相続）により財産を取得し相続税を納めていた。甲の相続人である長男乙が相続により財産を取得した。次の表の条件によるとき、乙の相次相続控除の額として、正しいものはどれか。

相次相続控除の計算の条件

項目	内容
第一次相続の開始日	令和4年6月10日
第二次相続（甲の相続）の開始日	令和8年2月15日
A：甲が第一次相続で取得した財産に課された相続税額	2,000万円
B：甲が第一次相続で取得した財産の価額（債務控除後）	1億2,000万円
C：第二次相続で相続人及び受遺者の全員が取得した財産の価額（債務控除後）	2億円
D：第二次相続で乙が取得した財産の価額（債務控除後）	6,000万円

相次相続控除の算式（相続税法第20条）

算式
$A \times C \div (B - A) \times D \div C \times (10 - E) \div 10$
C $\div$ (B - A) が1を超えるときは1とする
E：第一次相続から第二次相続までの年数。10 - E に1年未満の端数があるときは1年とする

- A 420万円
- B 840万円

- C 360万円
D 600万円

問 4

相続時精算課税制度

相続時精算課税分の贈与税額の還付

長女Cは、父を特定贈与者として相続時精算課税の適用を受けており、国外にある財産の贈与を受けた年分の贈与税について、在外財産に対する贈与税額の控除（相続税法第21条の8）の適用を受けた。父の相続について次の資料がある。Cが第27条第3項の申告書を提出した場合に還付される税額として、正しいものはどれか。

Cの資料（単位：万円）

項目	金額
相続時精算課税の財産に係る贈与税額（第21条の8による控除前）	700
上記のうち第21条の8により控除した外国税額	150
Cが納付した贈与税額	550
相続時精算課税分の贈与税額を控除する前のCの相続税額	300

- A 400万円
B 250万円
C 100万円
D 550万円

問 5

申告・更正及び決定

未分割の遺産が分割された場合の更正の請求

被相続人甲の相続人は、配偶者乙と子の丙である。甲の遺産は申告期限までに分割されず、乙と丙は民法の相続分に従って財産を取得したものとして課税価格を計算し、期限内に相続税の申告と納付をした。その後の経過は次の表のとおりである。丙が相続税法第32条第1項により更正の請求をすることができる期限として、最も適切なものはどれか。

事実の経過

日付	事実
令和7年3月10日	甲が死亡し、乙と丙は同日に相続の開始を知った
令和8年1月9日	乙と丙が、相続分に従って計算した相続税の申告書を提出した
令和9年1月20日	遺産分割協議が成立し、丙はその日に成立を知った。分割の結果、丙が取得した財産の課税価格は、相続分に従って計算した課税価格より少なくなった

- A 令和9年3月20日まで
- B 令和9年11月20日まで
- C 令和9年5月20日まで
- D 令和10年1月20日まで

問 6

納税猶予及び免除

特例措置の相続税の猶予税額の計算

後継者甲は、先代経営者から相続により、法人版事業承継税制の特例措置の対象となる非上場株式等6,000万円と預貯金9,000万円を取得し、債務1,000万円を承継した（甲の課税価格14,000万円）。他の相続人は乙のみで、乙の課税価格は14,000万円である。各場合の相続税の総額は次の表のとおりである。甲の特例措置による「納税が猶予される相続税額」と「相続税の申告期限までに納付する相続税額」の組合せとして、正しいものはどれか。なお、相続税額の2割加算及び税額控除の適用はないものとする。

各場合の課税価格と相続税の総額（単位：万円）

区分	甲の課税価格	乙の課税価格	相続税の総額
① 全ての財産による場合	14,000	14,000	6,120
② 甲の取得財産が非上場株式等のみと仮定（債務を控除しない額）	6,000	14,000	3,340
③ 甲の取得財産が非上場株式等のみと仮定（債務を控除した額）	5,000	14,000	3,040
④ 甲の取得財産が非上場株式等の20%のみと仮定	1,200	14,000	1,900

- A 猶予税額 800万円、納付税額 2,260万円
- B 猶予税額 1,002万円、納付税額 2,058万円
- C 猶予税額 852万円、納付税額 2,208万円
- D 猶予税額 2,058万円、納付税額 1,002万円

解答・解説

問 1 正解 B 民法の基礎知識 遺留分侵害額の計算

遺留分侵害額は、遺留分から①遺留分権利者が受けた遺贈又は903条1項の贈与の価額と、②相続分に応じて取得すべき遺産の価額を控除し、③遺留分権利者が承継する債務の額を加算して算定する（民法1046条2項）。長女への贈与は相続人に対する生計の資本としての贈与で相続開始前10年以内のものなので、遺留分を算定するための財産の価額に算入する（1044条3項）。

遺留分侵害額の計算（単位：万円）

段	計算	金額
算定の基礎となる財産の価額	$12,000 + 1,000 - 2,000$	11,000
長女の遺留分	$11,000 \times 1/2 \times 1/2$	2,750
遺留分侵害額	$2,750 - 1,000 - 1,500 + 1,000$	1,250

したがって B が正しい。

他の選択肢 A は誤り。承継する債務の額を加算せず、 $2,750 - 1,000 - 1,500 = 250$ とした値である。C は誤り。長女が受けた贈与1,000万円を控除せず、 $2,750 - 1,500 + 1,000 = 2,250$ とした値である。D は誤り。算定の基礎となる財産の価額から債務を控除せず、 $13,000 \times 1/4 = 3,250$ を遺留分として $3,250 - 1,000 - 1,500 + 1,000 = 1,750$ とした値である。

出典 民法 第1042条、第1043条第1項、第1044条第1項・第3項、第1046条第2項

問 2 正解 D 相続税の課税価格と税額 3区分の宅地等を選択した場合の減額

貸付事業用宅地等を選択する場合は、特定事業用宅地等と特定居住用宅地等の面積を換算し、合計が200㎡以下となる範囲でしか貸付事業用宅地等を選択できない（租税特別措置法第69条の4第2項第3号）。減額割合は同条第1項により、特定事業用・特定居住用が80%、貸付事業用が50%である。

選択できる貸付事業用宅地等の面積（単位：㎡）

段階	計算
特定事業用宅地等の換算面積	$200 \times 200 \div 400 = 100$
特定居住用宅地等の換算面積	$99 \times 200 \div 330 = 60$
貸付事業用宅地等の上限	$200 - 100 - 60 = 40$

減額される金額（単位：万円）

区分	計算
特定事業用宅地等	$200 \times 50 \times 80\% = 8,000$
特定居住用宅地等	$99 \times 40 \times 80\% = 3,168$
貸付事業用宅地等	$40 \times 30 \times 50\% = 600$
合計	$8,000 + 3,168 + 600 = 11,768$

したがって **D** が正しい。

他の選択肢 A は誤り。 $8,000 + 3,168 = 11,168$ として、換算後になお40㎡の枠が残っている貸付事業用宅地等を選択していない。B は誤り。特定事業用宅地等を換算せず、 $200 - 60 = 140$ ㎡を上限として $140 \times 30 \times 50\% = 2,100$ を加えている。C は誤り。貸付事業用宅地等150㎡の全部を選択して $150 \times 30 \times 50\% = 2,250$ を加えており、限度面積要件を満たさない。

出典 租税特別措置法 第69条の4第1項第1号・第2号、第2項第3号

問 3 正解 A 相続税の課税価格と税額 相次相続控除の計算

相続税法第20条の算式に当てはめる。第一次相続（令和4年6月10日）から第二次相続（令和8年2月15日）までは3年8か月と5日なので、10年から控除した年数は6年3か月余りとなり、1年未満の端数を1年として7年を用いる。

相次相続控除の計算（単位：万円）

段階	計算
$C / (B - A)$	$20,000 \div (12,000 - 2,000) = 2 \rightarrow 1$ を超えるので1
D / C	$6,000 \div 20,000 = 0.3$
$(10 - E) / 10$	$7 \div 10 = 0.7$
控除額	$2,000 \times 1 \times 0.3 \times 0.7 = 420$

したがって A が正しい。

他の選択肢 B は誤り。 $C / (B - A)$ を1に抑えずに2のまま用いて $2,000 \times 2 \times 0.3 \times 0.7 = 840$ としている。C は誤り。6年3か月余りの端数を切り捨てて6年とし、 $2,000 \times 1 \times 0.3 \times 0.6 = 360$ としている。D は誤り。経過年数による割合を乗じずに $2,000 \times 1 \times 0.3 = 600$ としている。

出典 相続税法 第20条第1号・第2号・第3号／税務大学校講本『相続税法（令和8年度版）』第3章「相次相続控除」

問 4 正解 B 相続時精算課税制度 相続時精算課税分の贈与税額の還付

相続税額から控除する相続時精算課税分の贈与税額は、第21条の8による**控除前**の税額である（相続税法第21条の15第3項）。控除しきれなかった金額は第27条第3項の申告書の提出により還付されるが、贈与税について第21条の8の適用を受けていたときは、控除しきれなかった金額から**同条で控除した金額を差し引いた残額**が還付額となる（第33条の2第1項・第4項）。

還付税額の計算（単位：万円）

項目	金額
控除しきれなかった金額	400
第21条の8で控除した金額	150
還付される税額	250

$700 - 300 = 400$ 、 $400 - 150 = 250$ （万円）。したがって **B** が正しい。

他の選択肢 A は誤り。第21条の8で控除した150万円を差し引いていない。C は誤り。納付した550万円から相続税額300万円を差し引いたうえに、さらに外国税額150万円を差し引いて $550 - 300 - 150 = 100$ としており、外国税額を二重に引いている。D は誤り。納付した贈与税額の全額が還付されるとし、相続税額からの控除を考えていない。

出典 相続税法 第21条の15第3項・第27条第3項・第33条の2第1項・第4項

問 5 正解 C 申告・更正及び決定 未分割の遺産が分割された場合の更正の請求

未分割の財産について民法の相続分に従って課税価格を計算していた場合に、その後
に分割が行われ、分割により取得した財産に係る課税価格が相続分に従って計算した
課税価格と異なることとなったことは、更正の請求の特則事由である（相続税法第55
条ただし書、第32条第1項第1号）。この場合の更正の請求は、**事由が生じたことを
知った日の翌日から4か月以内に限り**することができる（第32条第1項）。丙が分割の
成立を知ったのは令和9年1月20日であるから、期限はその翌日から4か月以内の令和
9年5月20日である。したがって **C** が正しい。

他の選択肢 A は誤り。2か月以内は国税通則法第23条第2項の後発的事由による更正の
請求の期間であり、相続税法の特則では4か月以内である。B は誤り。10か月以内は相続
税の申告書の提出期限（第27条第1項）や特別縁故者等の申告期限（第29条第1項）の期
間である。D は誤り。1年は、更正の請求に基づく更正に伴って他の共同相続人の更正又
は決定ができる期間の計算（第35条第3項ただし書）に出てくる期間であり、更正の請求
の期間ではない。

出典 相続税法 第32条第1項第1号、第55条／国税通則法 第23条第2項／税務大学校 講本『相続税
法（基礎編）』令和8年度版 第6章第1節1(2)（注）2・第4節1

問 6 正解 B 納税猶予及び免除 特例措置の相続税の猶予税額の計算

特例措置では、甲の取得財産が特例措置の対象の非上場株式等のみであると仮定した甲の相続税（ステップ2）の全額が猶予税額となる。債務や葬式費用がある場合は、非上場株式等以外の財産から先に控除するため、預貯金9,000万円から債務1,000万円を控除し、非上場株式等の額は6,000万円のまま計算する（②の場合）。

甲の相続税の計算（単位：万円）

区分	計算
ステップ1 甲の相続税	$6,120 \times 14,000 \div 28,000 = 3,060$
ステップ2 甲の相続税（猶予税額）	$3,340 \times 6,000 \div 20,000 = 1,002$
納付税額	$3,060 - 1,002 = 2,058$

したがって **B** が正しい。

他の選択肢 A は誤り。債務を非上場株式等から控除した③の場合で計算した値である（ $3,040 \times 5,000 \div 19,000 = 800$ 、 $3,060 - 800 = 2,260$ ）。C は誤り。一般措置の計算方法で、②の甲の相続税から④の甲の相続税（ $1,900 \times 1,200 \div 15,200 = 150$ ）を控除した値である（ $1,002 - 150 = 852$ 、 $3,060 - 852 = 2,208$ ）。D は誤り。猶予税額と納付税額を取り違えている。

出典 国税庁『非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし』（令和8年7月）7ページ「納税が猶予される相続税などの計算方法（特例措置）」ステップ1～3及び一般措置の注記

本章の出典

- 民法（明治29年法律第89号）第五編 相続（令和8年4月30日現在）
- 税務大学校「相続税法（基礎編）」令和8年度版（講本）（参考）民法の相続制度の概要
- 相続税法（昭和25年法律第73号）第3条、第15条、第18条～第20条の2、第21条の15、第21条の16、第55条（令和8年4月30日現在）
- 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）、第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）
- 相続税法施行令（昭和25年政令第71号）第4条第1項、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第40条の4の5第2項
- 税務大学校 講本『相続税法（令和8年度版）』第3章 相続税の課税価格と税額、第4章 贈与税の課税価格と税額
- 相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の7～第21条の18・第27条・第33条の2（令和8年4月30日現在）
- 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の2～第70条の3の2（令和8年4月30日現在）
- 全国経理教育協会「令和8年度税制改正の要旨」相続税・贈与税 1
- 相続税法（令和8年4月30日現在）第4条・第21条の2・第21条の11の2・第27条～第33条・第35条・第37条・第55条
- 国税通則法（令和8年4月30日現在）第23条・第24条～第26条・第70条
- 租税特別措置法（令和8年4月30日現在）第70条の2・第70条の3
- 民法（令和8年4月30日現在）第919条・第958条の2・第1046条
- 税務大学校 講本『相続税法（基礎編）』令和8年度版 第6章「申告・更正及び決定」
- 国税庁『農地等についての相続税の納税猶予及び免除等のあらまし』（令和8年7月）
- 国税庁『農地等についての贈与税の納税猶予及び免除のあらまし』（令和6年6月）
- 国税庁『山林についての相続税の納税猶予及び免除の特例のあらまし』（平成29年9月）
- 国税庁『特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除のあらまし』（令和5年6月）
- 国税庁『個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（個人版事業承継税制）のあらまし』（令和8年7月）
- 国税庁『非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし』（令和8年7月）

-
- 国税庁『医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除・税額控除のあらまし』（令和8年7月）
 - 厚生労働省医政局医療経営支援課『「持分なし医療法人」への移行に関する手引書』（令和8年3月改訂）
 - 公益社団法人 全国経理教育協会『令和8年度税制改正の要旨』
 - 税務大学校 講本『相続税法（基礎編）』令和8年度版 第8章「相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例」

いずれも公的機関等が公表している資料です。制度は改正されるため、受験にあたっては必ず最新版をご確認ください。

相続税法能力検定1級 想定問題集

2026年9月版（第1.2版・2026年10月14日改訂）

発行：Skill Base Camp <https://skillbasecamp.com>

本書は非公式の学習教材であり、試験を実施する団体の公認・監修を受けたものではありません。

内容は公開情報に基づき著者が独自に作成しています。制作時点の情報に基づくため、制度の最新の状況は一次情報をご確認ください。

文中に記載される試験名・団体名・製品名は、各社の商標または登録商標です。本文中では ™ および ® を省略しています。